

平成26年4月9日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木邦彦

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定について

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討委員会において、診療報酬改定を踏まえた療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところであります。

この度、本年4月1日からの消費税率8%への引き上げに伴い、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の療養費改定率(0.68%)が決定するとともに、算定基準及び施術料金等が改正され、本年4月1日より施行される旨、厚生労働省より通知が発出されておりますのでご連絡申し上げます。

【添付資料】

1. 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について (通知)
(平26.3.20 保発0320第1号 厚生労働省保険局長)
2. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について (通知)
(平26.3.20 保発0320第2号 厚生労働省保険局長)

保発0320第1号
平成26年3月20日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 初検料及び再検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,335円」を「1. 初検料 1,450円」に、「4. 再検料 295円」を「4. 再検料 320円」に改める。

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

新	旧																				
<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <table border="1" data-bbox="190 459 762 715"> <thead> <tr> <th>初検、往療及び再検</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td><u>1,450 円</u></td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>1,860 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td><u>320 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,450 円</u>	2. 初検時相談支援料	50 円	3. 往 療 料	1,860 円	4. 再 検 料	<u>320 円</u>	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <table border="1" data-bbox="1183 459 1755 715"> <thead> <tr> <th>初検、往療及び再検</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td><u>1,335 円</u></td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>1,860 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td><u>295 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,335 円</u>	2. 初検時相談支援料	50 円	3. 往 療 料	1,860 円	4. 再 検 料	<u>295 円</u>
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,450 円</u>																				
2. 初検時相談支援料	50 円																				
3. 往 療 料	1,860 円																				
4. 再 検 料	<u>320 円</u>																				
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,335 円</u>																				
2. 初検時相談支援料	50 円																				
3. 往 療 料	1,860 円																				
4. 再 検 料	<u>295 円</u>																				

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について(通知)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年4月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1,610円

② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1,660円

(2) 施術料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1回につき 1,270円

② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1回につき 1,510円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電气温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

(3) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 275円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 565円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）」新旧対照表

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 610円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>1, 660円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 270円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 510円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 1, 800円</p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 400円を加算する。</p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 510円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>1, 560円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 230円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 500円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 1, 800円</p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 400円を加算する。</p>

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 275円

(2) 温電法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 565円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 270円

(2) 温電法を併施した場合

1回につき 75円加算

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 555円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。